

心の健康づくり指導委員会設置要綱

平成 17 年 3 月 1 日
職員福祉局長決定
(平成 24 年 1 月一部改正)
(令和 5 年 6 月一部改正)
(令和 7 年 3 月一部改正)

1 目的

職員の心の健康の保持、増進のために、人事院及び各府省が取り組むべき施策について専門家の意見を聴取するため、心の健康づくり指導委員会（以下「指導委員会」という。）を設置する。

2 委員

- (1) 指導委員会の委員は、心の健康づくりに関する学識経験者のうちから、職員福祉局長が委嘱する。
- (2) 委員の任期は 2 年とする。
- (3) 年齢が 70 歳以上の者は新任しない。また、再任の時期において年齢が 70 歳以上又は在任期間が 10 年を超える委員は、原則として再任しない。
- (4) 委員の委嘱に際しては、性別のバランスに配慮する。

3 活動内容

委員は職員の心の健康づくりのための施策その他の取り組みに関し指導、助言等を行う。

4 運営

- (1) 指導委員会は、職員福祉局長が開催する。
- (2) 指導委員会の議事進行は、委員の互選により議長を選出して行う。

5 ワーキンググループの設置

指導委員会は、必要に応じ、ワーキンググループを設置することができる。

6 事務局

指導委員会の事務は職員福祉局職員福祉課健康安全対策推進室において行う。

7 その他

- (1) 特別の事情によりこの要綱の規定によることができない場合には、あらかじめ職員福祉局長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。
- (2) 指導委員会は平成 17 年 4 月 1 日から設置する。